

令和 元年 9 月 30 日
公益社団法人静岡県畜産協会

静岡県家畜共同育成場利用料金の変更について

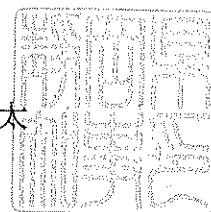
消費税法の改正に伴う静岡県家畜共同育成場利用料金の変更について、令和元年9月11日付け農畜第337号により承認されましたので、令和元年10月1日より静岡県家畜共同育成場利用料金は、1日1頭613円(税込み)とすることとし、静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例第13条第3項の規定に基づき公表いたします。



農 畜 第 337 号
令和元年 9 月 11 日

公益社団法人静岡県畜産協会
会長 鈴木正三様

静岡県知事 川勝 平太



静岡県家畜共同育成場利用料金の承認について

令和元年 9 月 6 日付け静畜協第 336 号で申請があったこのことについて、静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例第 13 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

また、本承認について、その旨及び当該利用料金の額を同条第 3 項の規定に基づき家畜共同育成場利用者に対して公表してください。

記

- 1 利用料金 1 頭につき 1 日 613 円（うち消費税及び地方消費税額 55 円）
- 2 適用時期 令和元年 10 月 1 日以降

担 当 経済産業部畜産振興課
畜 産 経 営 班
電話番号 054-221-2707

